

○厚生労働省令第三十八号

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月十四日

厚生労働大臣 川崎 二郎

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

【省略・新旧対照表を参照のこと】

。特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章第三章（略） 第四章 一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第四十三条―第五十三条） 第五章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第五十四条―第五十九条） 第六章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第六十条―第六十三条） 第七章 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第六十四条―第六十七条） 附則 （非常災害対策） 第八条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。 2 （略） （記録の整備） 第九条 （略） 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。	目次 第一章第三章（略） 第四章 一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第四十三条―第五十三条） 附則 （非常災害対策） 第八条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。 2 （略） （記録の整備） 第九条 （略） 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一〇四（略）

五 第三十一条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第十条 削除

（設備の基準）

第十一条 特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、入所者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない特別養護老人ホームの建物は、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮し

一〇四（略）

五 第三十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（規模）

第十条 特別養護老人ホームの入所定員は、二十人以上（入所させることを目的とする他の社会福祉施設等に併設する場合にあつては、十人以上）でなければならない。

（設備の基準）

第十一条 特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物でなければならない。ただし、入所者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない特別養護老人ホームの建物は、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。

た構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3・4 (略)

5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

一・二 (略)

三 居室、静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百十二条第一項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。

6 (略)

(職員の配置の基準)

第十二条 (略)

2・6 (略)

7 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホームであつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で開催される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテラ

2・3 (略)

4 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

一・二 (略)

三 居室、静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百十二条第一項に規定する特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

5 (略)

(職員の配置の基準)

第十二条 (略)

2・6 (略)

イト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(入退所)

第十三条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十一項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

2 4 (略)

5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護)

第十六条 (略)

2 4 (略)

5 特別養護老人ホームは、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 8 (略)

(衛生管理等)

(入退所)

第十三条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第十八項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（介護保険法第七条第十八項に規定する指定居宅サービスをいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

2 4 (略)

5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第七条第十八項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護)

第十六条 (略)

2 4 (略)

5 7 (略)

(衛生管理等)

第二十六条（略）

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（地域との連携等）

第三十条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2（略）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十一条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策につ

第二十六条（略）

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第三十条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2（略）

（事故発生時の対応）

いて、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2
4 (略)

(設備の基準)

第三十五条 ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならぬ。ただし、入居者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていないユニット型特別養護老人ホームの建物は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のい

ずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第三十一条 (略)

2・3 (略)

(設備の基準)

第三十五条 ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第二十九条の二に規定する耐火建築物でなければならぬ。ただし、入居者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていないユニット型特別養護老人ホームの建物は、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。

3・4 (略)

5 ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

一・二 (略)

三 ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

6 (略)

(介護)

第三十七条 (略)

2・5 (略)

6 ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡じよくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7・9 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十条 (略)

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

2・3 (略)

4 ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

一・二 (略)

三 ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

5 (略)

(介護)

第三十七条 (略)

2・5 (略)

6・8 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十条 (略)

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

(準用)

第四十二条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条から第三十一条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは、「第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは、「第四十二条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは、「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条まで」とあるのは、「第三十四条及び第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条から第三十一条まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十三条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条から第三十一条までの規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは、「第十五条第五項及び第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは、「第五十三条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは、「第五十三条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条まで」とあるのは、「第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十四条、第二

(準用)

第四十二条 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条から第三十一条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは、「第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは、「第四十二条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第二項」とあるのは、「第四十二条において準用する第三十一条第二項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条まで」とあるのは、「第三十四条及び第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条から第三十一条まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十三条 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条から第三十一条までの規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは、「第十五条第五項及び第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは、「第五十三条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第二項」とあるのは、「第五十三条において準用する第三十一条第二項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条まで」とあるのは、「第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十四条

十五條、第三十六條から第四十一條まで及び第四十五條並びに第五十三條において準用する第八條、第九條、第十二條の二から第十四條まで、第十八條、第二十条から第二十三條まで及び第二十六條から第三十一條まで」と読み替えるものとする。

第五章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第五十四條 第二章から前章までの規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準)

第五十五條 地域密着型特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、入所者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない地域密着型特別養護老人ホームの建物は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制

、第二十五條、第三十六條から第四十一條まで及び第四十五條並びに第五十三條において準用する第八條、第九條、第十二條の二から第十四條まで、第十八條、第二十条から第二十三條まで及び第二十六條から第三十一條まで」と読み替えるものとする。

が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 | 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
 - 二 静養室
 - 三 食堂
 - 四 浴室
 - 五 洗面設備
 - 六 便所
 - 七 医務室
 - 八 調理室
 - 九 介護職員室
 - 十 看護職員室
 - 十一 機能訓練室
 - 十二 面談室
 - 十三 洗濯室又は洗濯場
 - 十四 汚物処理室
 - 十五 介護材料室
 - 十六 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 | 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

ト 入所者の身の回り品を保管することができ設備を備えること。

チ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室

イ 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

ロ イに定めるもののほか、前号ロ及び二からチまでに定めるところによること。

三 浴室

介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

四 洗面設備

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

五 便所

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

六 医務室

医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、サテラ

イト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

七 調理室

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

ロ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であつて、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

八 介護職員室

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

ロ 必要な備品を備えること。

九 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

ロ 必要な備品を備えること。

5 | 居室、静養室等は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

一 居室、静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。

二 三階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ず

る廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

三 居室、静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防火上有効に区画されていること。

6 前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 廊下及び階段には、手すりを設けること。

四 階段の傾斜は、緩やかにすること。

五 居室、静養室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(職員の配置の基準)

第五十六条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

一 施設長 一

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 生活相談員 一以上

四 介護職員又は看護職員

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

通知

密接な連携を確保できる範囲内とは、通常の交通手段でおおむね十五分以内で移動できることを目安とする。

ロ 看護職員の数は一以上とすること。

五 栄養士 一以上

六 機能訓練指導員 一以上

七 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項、第六項及び第八項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

6 第一項第三号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で一以上とする。

7 第一項第四号の介護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第一項第四号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で一以上とする。

9 第一項第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、本体施設の栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

10| 第一項第六号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

11| 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第二百一十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第二百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12| 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、

栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。

14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準第六十三条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

（介護）

第五十七条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な

援助を行わなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡^{しよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

7 地域密着型特別養護老人ホームは、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(地域との連携等)

第五十八条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第一百五十九条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地

域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 | 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(準用)

第五十九条 第二条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、第十七条から第二十九条まで及び第三十一条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第五十九條において準用する第十五条第五項」と、同項第四号中「第二十九條第二項」とあるのは「第五十九條において準用する第二十九條第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第五十九條において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条まで」とあるのは「第五十七條及び第五十八條並びに第五十九條において準用する第七条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、第十七条から第二十九条まで及び第三十一条」と読み替えるものとする。

第六章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第六十条 第二章から前章まで（第五十六条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下

同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（設備の基準）

第六十一条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、入居者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていないユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて

、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号（第一号を除く。）に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一 ユニット

二 浴室

三 医務室

四 調理室

五 洗濯室又は洗濯場

六 汚物処理室

七 介護材料室

八 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならぬ。

(3) 地階に設けてはならないこと。

(4) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(イ) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし

、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。

(ロ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の視線

の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(5) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(6) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(7) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

(8) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができ
る設備を備えること。

(9) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、

当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 地階に設けてはならないこと。

(3) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(4) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室

介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

三 医務室

医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、サテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

四 調理室

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

ロ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であつて、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

5

ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

一 ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。

二 三階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

三 ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

6 前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 廊下及び階段には手すりを設けること。

四 階段の傾斜は、緩やかにすること。

五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(介護)

第六十二条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の高齢を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な

支援を行わなければならない。

5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡じよくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(準用)

第六十三条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第六十三条において準用する第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第六十三条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第六十三条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条まで」とあるのは「第六十二条並びに第六十三条において準用する第八条、第九条、第十二

条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条」と読み替えるものとする。

第七章 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基

本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第六十四条 第二章から第五章まで（第五十六条を除く。）の規定にかかわらず、一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準)

第六十五条 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、ユニット部分にあつては第六十一条に、それ以外の部分にあつては第五十五条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

(介護)

第六十六条 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護は、ユニット部分にあつては第六十二条に、それ以外の部分にあつては第五十七条に定めるところによる。

(準用)

第六十七条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第四十四条、第四十五条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで及び第五十八条の規定は、一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第十五条第五項及び第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第六十七条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第六十七条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条まで」とあるのは「第十五条、第十七条、第十九条、第二十四条、第二十五条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで、第五十七条及び第六十二条並びに第六十七条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十六から第二十九条まで、第三十一条、第四十五条及び第五十八条」と読み替えるものとする。

附 則

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであつて、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(昭和六十二年厚生省令第十二号)附則第四条第一項(同令第四条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号。次条第二項において「設備運営基準」という。))第十八条第二項第十六号の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたもの(平成十

附 則

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであつて、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(昭和六十二年厚生省令第十二号)附則第四条第一項(同令第四条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号。次条第二項において「設備運営基準」という。))第十八条第二項第十六号の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたもの(平成十

六年四月一日以降に全面的に改築されたものを除く。）については、第十一条第三項第十四号、第三十五条第三項第六号、第五十五条第三項第十四号及び第六十一条第三項第六号の規定は、当分の間適用しない。

第三条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次条において同じ。）について第十一条第四項第一号及び第五十五条第四項第一号の規定を適用する場合においては、第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、第十一条第四項第一号ハ及び第五十五条第四項第一号ハ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

2
(略)

第四条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物については、第十一条第四項第九号イ（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）及び第五十五条第四項第九号イ（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。

六年四月一日以降に全面的に改築されたものを除く。）については、第十一条第二項第十四号及び第三十五条第二項第六号の規定は、当分の間適用しない。

第三条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次条において同じ。）について第十一条第三項第一号の規定を適用する場合においては、同号イ中「四人」とあるのは「原則として四人」と、同号ハ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

2
(略)

第四条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物については、第十一条第三項第九号イ（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第七号）附則第二条第一項の規定の適用を受けている特別養護老人ホームに係るこの省令による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。）第六十一条第四項第一号イ(4)(i)の規定の適用については、同号イ(4)(i)中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。

2 この省令の施行の際現に特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条第二項の規定の適用を受けている特別養護老人ホームに係る新基準六十一条第四項第一号ロ(3)の規定の適用については、同号ロ(3)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて

得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第三十五条第三項第一号イ⁽⁴⁾」を「第三十五条第四項第一号イ⁽⁴⁾」に改め、同条

第二項中「第三十五条第一号ロ⁽³⁾」を「第三十五条第四項第一号ロ⁽³⁾」に改める。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「第三十五条第三項第一号イ⁽⁴⁾」を「第三十五条第四項第一号イ⁽⁴⁾」に改める。